

岩手県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、二戸市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和5年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地域地区（用途地域）
 - （2）名称 二戸都市計画用途地域
- 2（1）種類 都市計画施設（道路）
 - （2）名称 3・4・8号枋ノ木市民会館線、3・4・12号馬場矢沢線、3・5・13号中町田町線、3・5・14号橋場村松線、3・5・15号杉ノ沢八幡平線、3・5・19号堀野大川原毛線、3・6・21号橋場荷渡線